

信州・春の安全衛生教育推進運動

実 施 要 綱

1 趣旨

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を防止するためには、労働者への十分な安全衛生教育が不可欠です。とりわけ、4 月には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。

長野県内における休業 4 日以上の子傷者数を見ても、経験期間が 1 年未満の未熟練労働者の災害は全体の約 2 割を占め、雇入れ時等の安全衛生教育が適切に行われていないと思われる災害も発生しています。

労働安全衛生法では、新規に労働者を雇い入れた時、業務内容が変更となった時、危険や有害な業務に就かせる時には、就業形態に関わらず、すべての事業場で安全衛生教育を実施することが義務付けられています。

労働災害防止は事業者のみならず、行政や労働災害防止団体、事業者団体も含め関係者すべての責務です。とりわけ、地域の宝である若者が、十分な安全衛生教育を受けないまま労働災害の被害者となることは、地域の大きな損失につながるものであり、何としても避けなければなりません。

この運動は、労働現場では常識となっている「セーフティ・ファースト—安全第一」の考え方を、新人教育等において、労働者 1 人 1 人に浸透させ、地域全体の安全衛生意識を向上させることを運動の柱とするものです。

また、信州・危険の「見える化」推進運動と連携し、安全衛生教育を実施していることを事業者・管理者が認識できること、安全衛生教育を受けていることを労働者が実感できることなど、「見える化」を進めることにより、安全衛生教育を確実に実施してゆく長野県の企業文化を醸成し、もって労働災害の撲滅を図るものです。

2 実施期間

(1) 本期間

原則、毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 3 か月間とする。

なお、企業によっては採用時期が異なるため、上記 3 か月の間で期間を柔軟に設定できるものとする。

(2) 準備期間

前年 12 月 1 日から翌年 2 月末日までの 3 か月間とし、12 月 1 日から中央労働災害防止協会が主唱する「安全衛生教育促進運動」、12 月 15 日から翌年 1 月 15 日までを中心に各労働災害防止団体等が実施する「年末・年始無災害運動」期間

を活用し、前年度の安全衛生教育実施状況の検証を行い、新年度に向けて実施する安全衛生教育計画を2月中に策定することとする。

3 主唱者

長野労働局及び各労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人長野県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会長野県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部、一般社団法人日本ボイラ協会長野支部、一般社団法人日本クレーン協会長野支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会長野県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会長野支部、長野県ゼロ災運動推進連絡会、長野県RSTトレーナー会、独立行政法人労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センター、一般社団法人長野県ビルメンテナンス協会（順不同）

5 協力者

一般社団法人長野県経営者協会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県中小企業団体中央会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、一般社団法人長野県建設業協会、公益社団法人長野県トラック協会（順不同）

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 事業場、関係機関・団体等に対する本運動への協力依頼
- (2) 本運動を広く普及するため、取組事例を収集し、長野労働局ホームページに掲載する等により、事業者等への情報提供

8 協賛者・協力者の実施事項

- (1) 登録教習機関にあっては、各種技能講習の適正な実施
- (2) 特別教育を自ら実施できない事業者が少なからずあることを考慮した、特別教育の計画の策定及び適正な実施
- (3) 上記技能講習、特別教育以外の安全衛生教育についての事業場への支援・協力
- (4) 機関誌等を通じた、事業場等への安全衛生教育の周知・広報

9 実施者の実施事項

- (1) 経営者、管理者
 - ア 労働安全衛生法に基づく雇入れ時等の安全衛生教育の確実な実施
特に、派遣労働者に対しては、派遣元事業者・派遣先事業者それぞれが自ら実施しなければならない事項を確実にを行うとともに、派遣元事業者・派遣先事業者の間で労働者の安全衛生教育の実施状況や習得度等の情報を共有し、連携

して以下の教育を効果的に行う。

- ① 雇入れ時
- ② 作業内容の変更時
- ③ 一定の危険又は有害な業務に就く者への特別教育

イ 職長教育・能力向上教育等の確実な実施

- ① 職長になった者に対しての職長教育又はこれに準じた教育の実施
- ② 作業主任者・技能講習を修了した者に対する能力向上教育の実施

ウ 安全衛生教育を実施する担当者等の養成

RSTトレーナー等の安全衛生教育を実施する者の計画的な養成の推進

エ 年間安全衛生教育計画の策定

- ① 上記の安全衛生教育を、確実に、効率的かつ効果的に実施するために、年間安全衛生教育計画を策定する。
- ② 事業場の安全衛生活動を効果的に推進するため、年間安全衛生教育計画の内容と年間労働安全衛生計画の有機的な連携を図る。
- ③ 安全衛生教育計画の策定に当たっては、安全委員会（あるいは、労働衛生委員会。事業場によっては、安全衛生委員会）等で審議する。なお、委員会の設置義務のない小規模事業場では、日常的な労使間での安全対策等に関する意見交換の機会を設けて審議する。

(2) 労働者

ア 意欲をもった安全衛生教育への参加

イ 安全衛生教育内容の実践

10 その他

年間安全衛生教育計画の策定及び実施に当たっては、平成3年1月21日付け基発第39号（改正平成28年10月12日付け基発1012第1号）通達「安全衛生教育及び研修の推進について」の別紙「安全衛生教育等推進要綱」に留意するものとする。

(参考) 労働安全衛生法 (抜粋)

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

(職長等の安全衛生教育)

第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

(有害業務従事者等の安全衛生教育)

第 60 条の 2 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。